

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 富士重工業株式会社

【英訳名】 Fuji Heavy Industries Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉永 泰之

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

【電話番号】 03 - 6447 - 8825

【事務連絡者氏名】 総務部長 齋藤 勝雄

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

【電話番号】 03 - 6447 - 8825

【事務連絡者氏名】 総務部長 齋藤 勝雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月28日に開催された第85期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 72円 総額 56,216,018,160円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

定款第1条の商号を富士重工業株式会社から株式会社SUBARUへ、英訳はFuji Heavy Industries Ltd.

からSUBARU CORPORATIONにそれぞれ変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、吉永泰之、近藤潤、武藤直人、高橋充、日月丈志、笠井雅博、駒村義範および青山繁弘の8氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、灰本周三氏および阿部康行氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として玉澤健児氏を選任する。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役に支給する1年間の報酬等の額を12億円以内（うち社外取締役分2億円以内）と改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	6,200,991	20,754	1,128	(注)1	可決 98.77
第2号議案 定款一部変更の件	6,219,052	2,672	1,128	(注)2	可決 99.05
第3号議案 取締役8名選任の件					
吉永 泰之	6,076,902	144,810	1,128	(注)3	可決 96.79
近藤 潤	6,160,135	55,792	6,916		可決 98.11
武藤 直人	6,178,856	37,073	6,916		可決 98.41
高橋 充	6,178,227	37,702	6,916		可決 98.40
日月 丈志	6,178,203	37,726	6,916		可決 98.40
笠井 雅博	6,179,065	36,864	6,916		可決 98.42
駒村 義範	6,207,589	14,132	1,128		可決 98.87
青山 繁弘	6,218,614	3,108	1,128		可決 99.05

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第4号議案 監査役2名選任の件 灰本 周三 阿部 康行	5,690,286 5,889,786	531,411 331,923	1,128 1,128	(注)3	可決 90.63 可決 93.81
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件 玉澤 健児	5,953,917	267,844	1,128	(注)3	可決 94.83
第6号議案 取締役の報酬額改 定の件	6,202,997	14,184	5,690	(注)1	可決 98.80

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができない議決権数は加算しておりません。